

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成 30 年 4 月 2 日

世田谷区

### 1. 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区国民健康保険特定保健指導業務委託（単価契約）

#### (2) 業務内容

世田谷区国民健康保険特定保健指導業務の委託。

※詳細は募集要項を参照のこと。

#### (3) 契約期間

平成 30 年 9 月 3 日（予定）～平成 35 年 3 月 31 日

※ 契約は単年度ごとに締結するものとし、各年度（平成 30 年度から平成 35 年度）の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを継続的な契約締結の条件とする。

### 2. 応募資格

特定保健指導事業の実施に意欲を有する法人等の団体であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者であること。

- (1) 社会保険診療報酬支払基金に保健指導機関としての届出を済ませていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること。
- (4) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 利用者の要望に応じ、遠隔面接のみでなく対面での面接も可能であること。
- (7) 安定的に確保できる実施会場が、世田谷区内に 1ヶ所以上あること。
- (8) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること

### 3. 提案書の提出者を選考するための基準

参加表明書及び応募申込書により、応募資格、本件への取組方針、関連事業の実績等を審査したうえで、応募資格を満たし、必要な実績を有すると認められる事業者を提案書の提出者として選定する。

### 4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 特定保健指導の外部委託に関する基準（平成 25 年厚生労働省告示第 92 号、一部改正：平成 29 年厚生労働省告示第 269 号）及び「標準的な健診・保健指導プログラム」【平成 30 年度版】に基づき、対象者の利便性に配慮して提供できる。
- (2) 取組方針、コンセプトが明確である。
- (3) 本件に関連する業務実績が豊富である。
- (4) 実施体制に優れた点（配置人材、配置職種、経験等）がある。
- (5) 特定保健指導プログラムの提案は、課題認識が十分であり、有効性がある。
- (6) 個人情報保護及び安全管理について十分な体制を有している。

### 5. 手続き等

#### (1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区保健福祉部国保・年金課

電話 03-5432-2936 ファクシミリ 03-5432-3020

#### (2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

①世田谷区ホームページ（トップページのお知らせ欄）にて公開（ダウンロード可）  
（平成 30 年 4 月 2 日～平成 30 年 4 月 16 日）

②（1）の窓口で配布（期間は、①に同じ。）

#### (3) 公募参加表明書の提出期間、場所及び方法

①提出期間 平成 30 年 4 月 2 日～平成 30 年 4 月 16 日（午後 5 時まで）

②提出場所 （1）に同じ。

③提出方法 持参または郵送（ファクシミリ可）

※募集要項別紙 2 の「公募参加表明書」に、事業者名、代表者名、担当者名、連絡先を記入の上、提出のこと。

#### (4) 応募申込書及び提案書の提出期間、場所及び方法

①提出期間 平成 30 年 4 月 17 日～平成 30 年 5 月 15 日（午後 5 時まで）

②提出場所 （1）に同じ。

③提出方法 持参に限る。

※募集要項別紙 3 の様式 1～3 「応募申込書」等に、必要事項を記入し、付属書類を添付の上、提出のこと。

## 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提出された書類に虚偽の記載事項があることが判明した場合、その提案者は失格とする。
- (8) 詳細は募集要項による。